

婚姻届後

窓 口 延 長 マークのある窓口は、
毎週木曜日のみ夕方7時まで窓口を延長しています

にするおもな手続 ※本人確認書類は必ずご持参ください。

下記にあてはまりますか？ ご自身で確認し、あてはまる場合は黄色い部分に✓してください。	手続内容	必要なもの	該当	済	問合せ窓口		
住所 戸籍	住所が変わる方 窓 口 延 長	住所変更 (転入・転出・転居)	※転入・転出・転居のチェック シートも確認してください			本館1階⑥番 住所変更・戸籍届出 (0835) 25-2109	
	同居中で、今まで生計が別になっていた方 (住民票上、別世帯になっていた方) 窓 口 延 長	世帯合併、または世帯変更					
	住民票等証明書が必要な方 窓 口 延 長	証明書の申請 <small>※戸籍謄本、受理証明書は届書提出後の即日発行はできません。</small>				本館1階④番 証明書 (0835) 25-2109	
	氏名が変わる方	新しく 印鑑登録 されたい方 (旧氏名を含む印鑑は自動で廃止となります) 窓 口 延 長	印鑑登録	登録する印鑑			本館1階⑤番 印鑑登録 (0835) 25-2109
		住民票等に 旧氏 の登録をされたい方 窓 口 延 長	旧氏記載の申出	キャッシュカードや通帳等の 旧氏の振り仮名がわかる資料			本館1階⑥番 住所変更・戸籍届出 (0835) 25-2109
		マイナンバーカード をお持ちの方 窓 口 延 長	氏名変更	・マイナンバーカード			本館1階⑦番 マイナンバーカード (0835) 25-2605
		パスポート をお持ちの方	氏名変更				本館1階②番 パスポート (0835) 25-2162
	お子さんの戸籍についてのご相談 窓 口 延 長	入籍届、養子縁組届など	※受付窓口でご相談ください			本館1階⑥番 住所変更・戸籍届出 (0835) 25-2309	
	保険 年金	国民健康保険 に加入中で、氏名など、国民健康保険資格確認書又は資格情報のお知らせの記載に変更がある方 窓 口 延 長	新しい国民健康保険資格確認書又は資格情報のお知らせの受取	※お持ちの方 変更前の国民健康保険資格確認書又は資格情報のお知らせ			本館1階⑧番 健康保険・国民年金 (0835) 25-2317
		後期高齢者医療保険 に加入中で、氏名など資格確認書又は資格情報のお知らせ、特定疾病療養受療証の記載に変更がある方 窓 口 延 長	新しい資格確認書又は資格情報のお知らせの受取(後日郵送します)	変更前の後期高齢者医療資格確認書 ・変更前の特定疾病療養受療証			本館1階⑨番 医療費・後期高齢者 (0835) 25-2322
国民健康保険から、配偶者の勤務先の健康保険の扶養に入る方 窓 口 延 長		国民健康保険の脱退	・勤務先の資格確認書、資格情報のお知らせ又は資格取得証明書 ※お持ちの方 ・国民健康保険資格確認書又は資格情報のお知らせ			本館1階⑧番 健康保険・国民年金 (0835) 25-2317	
最近退職した方 →配偶者の勤務先の健康保険の扶養に入る方(退職の翌日から加入する場合) 窓 口 延 長		手続きはありません					
→国民健康保険に加入する方 窓 口 延 長		国民健康保険の加入 (来庁がない場合、国民健康保険資格確認書又は資格情報のお知らせは後日郵送) ※資格喪失日より14日以内 国民年金の加入 (20歳から60歳未満) ※資格喪失日より14日以内	勤務先の健康保険の資格喪失証明書				
年金 を受給している方 窓 口 延 長		年金の氏名変更 ※共済年金の方は共済組合、農業者年金の方は農協へ				本館1階⑧番 健康保険・国民年金 (0835) 25-2163	
氏名が変わる方、または世帯構成に変更がある方で、 各種認定証 をお持ちの方 窓 口 延 長		各種認定証の変更 ※勤務先の健康保険に加入の方は勤務先へお問い合わせください	・限度額適用認定証 ・限度額適用・標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受療証など			本館1階⑨番 医療費・後期高齢者 (0835) 25-2164	
子ども		保育所・認定こども園等 を利用されている方	世帯状況の変更など	※受付窓口でご相談ください			本館1階①番 子育て支援・保育 (0835) 25-2126
	児童手当 を受給していて、受給者が変わる方 (0歳～高校生年代) 窓 口 延 長	児童手当の受給者変更 ※新たに申請する方が公務員の場合は、勤務先に申請してください ※必要なものがそろっていても窓口へお立ち寄りください。	・新たに申請される方の通帳 ・(3歳未満の子どもがいる場合のみ) 新たに申請される方の健康保険資格情報のお知らせ又は資格確認書			本館1階①番 子育て支援・保育 (0835) 25-2348	
	福祉医療費受給者証(カクフク) をお持ちの方(0歳～高校生年代) 窓 口 延 長	福祉医療費受給者証(カクフク)の変更	・福祉医療費受給者証(カクフク) ・健康保険資格情報のお知らせ 又は資格確認書(子)				
	ひとり親家庭等 に該当していた方 窓 口 延 長	児童扶養手当の資格喪失 ひとり親家庭等医療費助成の資格喪失及び 乳幼児・子ども医療費助成の申請	児童扶養手当証書(お持ちの方) ・(お持ちの方) 福祉医療費受給者証(カクフク) ・健康保険資格情報のお知らせ 又は資格確認書(子)				
	防府市立小学生・中学生 のお子さんがある方	学校給食費の振替口座の変更等をする場合は学校で手続が必要です				各学校	

高 齢	氏名が変わる方で介護保険証をお持ちの方 (65歳以上または要介護認定を受けている方)	保険証は後日郵送しますので手続は不要です			本館2階①番 高齢者福祉 (0835) 25-2128
	→施設利用料の 負担軽減 を受けている方	負担軽減制度の再申請 ※後日、対象外であることが分かった場合、返納の可能性があります	・預貯金額がわかる通帳など ※詳しくは受付窓口でご相談ください		
障 害	氏名が変わる方で 障害の手帳 をお持ちの方 (身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳)	各種手帳の氏名変更	・障害者手帳(身体・療育・精神) ・マイナンバーが確認できるもの		本館2階②番 障害者福祉 (0835) 25-2387
	福祉医療費受給者証(重度心身障害者用) をお持ちの方で、氏名や健康保険証に変更がある方	・受給者証の氏名変更 ・保険変更の届出	・福祉医療費受給者証 ・被保険者情報の確認ができるもの(変更があった場合) ・マイナンバーが確認できるもの		
	特別障害者手当、障害児福祉手当 を受給していて、氏名が変わる方	氏名変更および 振込口座の名義変更	・マイナンバーが確認できるもの ・口座情報が確認できるもの		
	特別児童扶養手当 を受給していて受給者が変わる方、または受給者の氏名が変わる方	受給者の変更または氏名変更	詳しくは窓口でお尋ねください		
	自立支援医療(更生・育成・精神通院) の受給者証をお持ちの方で、氏名や健康保険証に変更がある方	受給者証の氏名変更、保険変更等	・自立支援医療受給者証 ・被保険者情報の確認ができるもの(変更があった場合) ・受診者および被保険者のマイナンバーが確認できるもの(被保険者情報に変更があった場合)		
	障害福祉サービス、障害児通所支援 を利用して、氏名や所得区分等に変更がある方	・受給者証の氏名変更 ・所得区分等の変更	・障害福祉サービス受給者証 ・障害児通所受給者証		
税・料金	上下水道の使用者名義が変わる方	使用名義変更	お電話で手続できます		仁井令町 13-1 上下水道局 お客様センター (0835) 23-2511
その他	市営住宅を退去する方 または市営住宅に同居する方	市営住宅の退去手続 市営住宅の同居手続	※入居者が増減する場合、必ず届出が必要で 受付窓口でご相談ください		2階③番 市営住宅 (建築課 住宅管理室 住宅係) (0835) 25-2178



防府市役所
〒747-8501
防府市寿町7番1号

開庁時間 あさ **8時30分** ~ 夕方 **5時15分**
(土曜・日曜・祝日、年末年始の閉庁日はお休みです)

※毎週木曜日は夕方7時まで窓口業務の一部を延長しています。
対応窓口は内側の表でご確認ください。

*** 防府市ホームページ <http://www.city.hofu.yamaguchi.jp/> ***

ご結婚おめでとうございます

婚姻届

《届出に必要なもの》

- 届出用紙


問合せ窓口 市民課 戸籍係 0835-25-2309
本館1階⑥番「戸籍届出」窓口
※手続きの際は発券機で番号札をお取りください

※時間外(木曜窓口延長を含む)に提出された場合、本籍や住所等の確認ができないため、後日再来庁をお願いすることがあります。そのため関連する手続ができるのは翌開庁日以降です。
できるだけ平日に窓口で事前審査を済ませてから提出されることをお勧めします。


忘れずにお持ちください

本人確認書類

市役所で手続の際は本人確認をいたします。
本人確認書類の提示をお願いいたします。



マイナンバーカード



運転免許証

そのほか

- ・パスポート
- ・障害者手帳
- ・官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証
- ・年金手帳※
- ・顔写真付きの社員証、学生証など

※年金手帳は令和4年4月1日に廃止されましたが、引き続き本人確認書類としてご利用いただけます。

関連する手続は内側にあります

必要な書類がそろわない場合や、木曜日の窓口延長等時間外に婚姻届を提出された場合は、後日あらためてご来庁いただく必要があります。

手続チェックシート 婚姻